

## 平成24年第8回教育委員会定例会

平成24年第8回教育委員会が平成24年8月24日午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成24年8月24日（金） 午前9時30分から
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 稲田 瑞穂（教育委員長）  
伊豆倉 和恵（委員長職務代理）  
松村 重樹（委員）  
植松 紀子（委員）  
東田 務（教育長）
- 5 出席説明者 海老澤 敏明（教育部長）  
岸 典親（国体準備担当部長）  
坂田 篤（指導課長）  
粕谷 靖宏（教育総務課長）  
細山 克昭（教育総務課副参事）  
清水 明（統括指導主事）  
重山 直毅（指導主事）  
伊藤 高博（図書館長）  
森田 善朗（博物館長）
- 6 書 記 田中 留美
- 7 傍聴者 なし

## 平成24年第8回清瀬市教育委員会議事日程

平成24年8月24日

午前9時30分

日程第1 会議録署名委員の指名

松村 委員

日程第2 教育長より報告

日程第3 教育委員より報告

日程第4 議案 第18号 平成25年度清瀬市立公立学校使用教科書の採択  
について

日程第5 議案 第19号 清瀬市立図書館運営規則の一部を改正する規則に  
ついて

日程第6 その他 通学区域見直しについて

日程第7 その他 企画展「屏風で読む版画平家物語」について

日程第8 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が松村委員を指名。

(稲田委員長)

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(東田教育長)

おはようございます。昨日は暦の上では処暑ということですが、暑さが少しおさまってもらいたいと思いながら毎日出勤しています。

「秋きぬと 目にはさやかに 見えねども 風の音にぞ おどろかれぬる」

朝晩少し涼しくなり、秋風が吹くようになってきました。夏休みもあと一週間あまりとなりました。

この間、大津を始めとする、いじめに関する報道が連日のようになされ、大きな社会問題になっています。教育委員会のあり方も問われ、清瀬市でも曖昧な情報が流れ、マスコミ等の対応がありました。ご心配をおかけしました。

本日の議題は、平成25年度の清瀬市公立学校使用教科書の採択、図書館運営規則の規則改正、通学区域の見直しの審議をお願いしたいと思います。合わせて、通学区域の見直しの審議をお願いしたいと思います。

(稲田委員長)

何か質問等がありますでしょうか。なければ、日程第3に移ります。

日程第3 教育委員報告。をお願いします。

(伊豆倉委員)

昨日、教育委員会連合会の第2回の理事会が自治会館の方であり、出席してきました。会議自体は早く終わりましたが、その後、理事会研修があり、お話を伺ってきました。

また、管外視察研修会等の日程も決まりました。詳しいことは後ほど、今後の日程でお話があると思います。以上です。

(稲田委員長)

ご質問等、他にございますか。無いようですので、日程第4に移ります。  
よろしいでしょうか。

日程第4議案第18号 平成25年度清瀬市立公立学校使用教科用図書の採択について。提案理由について、海老澤教育部長よりお願いします。

(海老澤教育部長)

それでは議案第18号「平成25年度清瀬市公立学校使用教科用図書の採択について」でございますが、この提案理由といたしましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第一項並びに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項、学校教育法附則第9条等の関係法令の規定に基づき、小学校と中学校の特別支援学級で使用する教科書について採択していただく必要があるため提出するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(稲田委員長)

それではここで、坂田指導課長より教科書採択にあたり、経過について説明、報告をいただきたいと思います。

(坂田指導課長)

それでは、調査研究の経緯についてご説明いたします。

平成25年度使用教科用図書の採択に関する事務の経過につきましては、清瀬市公立学校教科用図書採択に関する要綱に基づき実施いたしました。

まず、平成24年6月26日に学校の管理職3名と、保護者代表2名で構成される「特別支援学級用教科書選定運営委員会」を設置し、委員長として清瀬第七小学校西脇裕高校長を任命しました。教科書選定運営委員長は、6月26日に各特別支援学級設置校長に対して、「各学校における調査研究」を依頼すると共に、専門的な調査研究を行うために8名の委員からなる、「教科書選定調査委員会」を設置し、各校による調査結果の報告を参考に、調査研究を行い、その結果を「教科書選定運営委員会」に報告したものでございます。

「教科書選定運営委員会」においては、調査研究結果を参考に、総合的な調査研究を行い、その結果について8月8日に委員長より教育委員会に調査報告書を提出させていただきました。

本日の教育委員会では、教科書選定運営委員会からの調査報告書、また教育委員がそれぞれ調査研究をされた資料を基に平成25年度使用教科用図書について採択していただく運びとなります。

以上、調査研究から採択に至る概略でございました。

なお、特別支援学級用教科用図書の調査報告書の内容につきましては、教科書選定運営委員会の西脇委員長からご説明申し上げます。

(稲田委員長)

それでは、調査報告書について、西脇委員長からお願いします。

(西脇委員長)

それでは、説明させていただきます。

はじめに知的障害学級について説明させていただきます。

#### 清瀬小学校

第1学年では、書写を除いた各教科は検定教科書がよいと考えました。これは、入学してくる児童の障害の程度がまだ分からない為、基本的に検定教科書とし、通常の学級に併設されている特別支援学級に入学した保護者の思いや期待に応じていくのがよいと考えました。書写については、第2学年以上の指導との系統性を重視し、個々の児童の実態に応じた丁寧な学習を積み重ね、定着を図ろうと考えます。

第2学年以上の学年においては、個々の児童の実態から、検定教科書による学習が可能な場合は、検定教科書を使用することがよいと考えました。また、社会・理科・生活科・音楽・図画工作・体育においては、すべて検定教科書を使用することがよいと考えました。これは、通常の学級との交流及び共同学習を想定したものです。国語や算数においては、知的発達の差が大きく、興味をもって分かりやすく学習させることを考え、検定教科書以外の教科用図書を使用することとしました。指導の系統性を大切にし、指導効果を高めることを十分に考慮しました。

#### 清瀬第七小学校

全学年において検定教科用図書を使用することとしました。これは、児童の実態を踏まえて使用する教材を吟味することで、通年で検定教科書を使用することが可能であると考えました。また、知的発達の差が大きい場合は、下学年の検定教科書を使用します。

#### 清瀬中学校

社会科では、政治・地理・歴史などについて、今後の社会生活を営む上で必要な基本的な学習内容がコンパクトにまとめられており、生徒の発達段階に則した学びができることから、検定用教科書以外の教科用図書がよいと考えました。

数学では、実生活に結びついた基礎的な内容であることから検定教科書

以外の教科用図書がよいと考えました。

理科は、生徒の発達段階から、視覚的なわかりやすい資料により、興味・関心をもたせ、身近な生活と関連させて学ぶことができるよう、検定教科書以外の教科用図書がよいと考えました。

外国語については、動作や会話によって学習が進められ、基本的な内容がしっかり学べるため、検定教科書以外の教科用図書がよいと考えました。その他の教科につきましては、検定教科書としました。

次に、自閉症・情緒障害級について、説明させていただきます。

清瀬小学校・清瀬第七小学校・清瀬中学校の各学級全教科で検定教科書を使用したいと考えました。これは、知的な遅れがほとんどなく、基本的には通常の学級で使用する教科書で学習することができると考えています。

以上で特別支援学級についての説明を終わります。

(稲田委員長)

それでは特別支援学級用教科用図書の調査について質問をお受けいたします。

(植松委員)

清瀬市公立学校教科用図書採択に関する要綱に、特別支援学級においては、児童・生徒の発達段階を踏まえて調査し、資料を作成し、提出するとあります。基本的には通常の学級で使用する検定教科書を使用するわけですが、今回も、検定教科書以外の教科書及び一般図書が調査報告書に記載されていますが、検定教科書以外の教科用図書が望ましいと考える理由について説明をお願いします。

(稲田委員長)

西脇委員長お答えください。

(西脇委員長)

特別支援学級においては、児童・生徒の実態に応じて、特に知的障害学級において、検定教科書以外を使用することがより実態に即した指導につながる場合もあります。

近年、検定教科書においても写真や絵が多く用いられるようになり、特別支援教育の視点にたった教科書が作成されるようになりました。

一方、一般図書には、絵や写真が多く、視覚に訴え、より分かりやすく工夫されていることが大きな特徴です。特別支援学級の児童・生徒にとって文字だけでなく視覚を通して学習に取り組むことは理解を助ける大切な条件の一つだと考えます。

(稲田委員長)

よろしいでしょうか。では、他に質問はありますか。

(村松委員)

今年度の調査について、昨年度と変わった点や、大きな変更点はありますか。

(稲田委員長)

西脇委員長お答えください。

(西脇委員長)

知的障害学級においては、これまで検定教科書以外の教科書を使うことが多くありましたが、今回の調査報告書では、清瀬第七小学校ではすべての教科で検定教科書を、清瀬小学校、清瀬中学校でもこれまで以上に検定教科書を活用すべきと報告させていただきました。このことは、検定教科書で活用できる部分は活用し、児童・生徒にとって難易度が高く、活用が難しい場合



は、補助資料を活用していくという基本的な考え方からです。

自閉症・情緒障害学級においては、旧来から検定教科書を基本としてきましたが、今回の調査ではすべてを検定教科書とする報告をあげました。このことによって、教科指導と自立活動を通して、児童・生徒を育成するという自閉症・情緒障害学級の指導を今後さらに推進していくことにつながると考えます。

(稲田委員長)

よろしいでしょうか。では、他に質問はありますか。

(伊豆倉委員)

この数年、同一学年の児童が別々の教科書を使用するという考え方で資料が提出されるケースがありますが、今回もそうしたケースがありますがその理由について教えてください。

(西脇委員長)

特別支援学級においては、同学年であっても児童・生徒の実態は様々です。児童の実態に鑑み、個別指導計画を作成し、個に応じた教科書を使用し、発達段階に応じた指導を行うことが大切だと考えています。

(稲田委員長)

他に質問はありますか。

質問が無いようですので、質疑は以上をもって終了といたします。

それでは、西脇委員長、ここでお引き取りいただいて結構です。ありがとうございました。

ただ今から、審議を再開いたします。

見解・意見をお伺いします。

(植松委員)

今、調査報告書を拝見して感じたことを述べたいと思います。

特別支援学級用教科書の採択については、一人一人の児童・生徒の発に応じた、きめ細かい対応ができる教科書を採択することが大切だと思います。

(伊豆倉委員)

運営委員会から出された資料に載っている一般図書については、同一学年において児童・生徒の実態に応じた複数の教科書を検討するなど、きめ細やかな議論がなされていると感じました。

(松村委員)

委員長からの説明からも、知的障害学級と自閉症、情緒障害学級それぞれの今後の方向性がよく分かりました。障害に応じてより適切な指導を行う際に活用する教科書という視点でよく考えられていると思います。以上です。

(稲田委員長)

その他意見はございますでしょうか。

それでは、特別支援学級用教科用図書に関する意見は、以上を持って終了いたします。

採決にあたっては、提出された調査資料、各委員の皆様の意見を踏まえて決定したいと思います。委員の皆様は採択にかかわる意見を伺いたしたいと思います。意見をどうぞお願いします。

(伊豆倉委員)

一人一人の児童・生徒の発達に応じた、きめ細かい対応がされていると思います。今回の調査資料で示されている考え方に賛成です。

先程、同一学年の児童・生徒が別々の教科書を使用するという考え方で資

料が提出されるケースについて話しがありました。特別支援学級においては、今後さらに一人一人に応じた指導の充実を図っていただけたらと考えています。

(東田教育長)

特別支援学級用の教科書については、小・中学校の教科書とは違い一人一人の児童・生徒に最もふさわしい教科書を毎年採択しています。児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学習に取り組める教科書。清瀬の子供たちに本当にふさわしい教科書を採択できればと考えています。

(松村委員)

検定教科書以外の教科書については、特別支援学級の児童・生徒が一年間使えるものとしては、十分でない可能性もあると思います。今後の方向性として、やはり検定教科書を活用するという基本的な考え方は押さえたいと思います。そうした意味で清瀬市第七小学校知的障害学級の実践に注目したいと考えます。

(稲田委員長)

他に意見はございますか。

それでは意見を終結して、採択に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

それでは、お手元に配布された教科書選定運営委員会の報告のとおりとすることでご異議ございませんか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

異議なしと認め、議案第18号平成25年度清瀬市公立学校使用教科用図書の採択、特別支援学級使用教科用図書につきましては全員異議無く採択と決しました。それでは日程第5に移ります。

日程第5議案第19号 清瀬市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、図書館長をお願いします。

(伊藤図書館長)

日程第4議案第19号 清瀬市立図書館運営規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由を説明させていただきます。

多摩北部都市広域行政圏内の公共図書館で実施しております「多摩六都・図書館共通利用カード」発行事業につきまして、環境の整った市より順次参入して参りましたが、平成24年10月1日から小平市が参入することにより、全ての市での実施に伴いまして、「貸出券」の名称を「利用」カードに統一するものでございます。

また、同じく平成24年10月1日より図書館サービスの一層の向上を目的に、下宿・野塩・竹丘図書館につきまして、月曜日・火曜日の週2日の休館日うち、月1回の「館内整理日」を除く火曜日を開館する他、下宿図書館につきまして、現在 平日は午後1時からの開館でございますが、これを毎日午前10時から午後5時までの開館に拡大するため、清瀬市立図書館 運営規則の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご覧ください。

1枚目の第2節 「個人貸出し」の 第8条から第10条、第3節の「団体貸出し」 第14条及び第15条の中の「貸出券」の名称を、全て「利用カード」と改めます。

続きまして、2枚目以降の開館日時、休館日を規定した第3条の別表でありますが、定期休館日につきまして、全館月曜日と、これまで「月末整理日」だった名称を「館内整理日」に改め、7月・8月及び「特別整理日」を設定した月を除く「中央図書館 第4火曜日」「元町こども図書館 第4火曜日」「下宿図書館 第1火曜日」「野塩図書館 第3火曜日」「竹丘図書館 第2火曜日」「駅前図書館 第4木曜日」に設定いたします。

次に、3枚目の上段 下宿図書館の表につきまして、開館日時の曜日を火曜日から日曜日まで、開館時間を10時から17時に、下段の野塩・竹丘図書館の表につきまして 野塩図書館 単独の表に、4枚目 上段 駅前図書館の表を竹丘図書館に改め、最後に駅前図書館の表につきまして記載の通り、新たに追加するものでございます。

以上の改正につきまして、平成24年10月1日より施行したいため、議案第19号を提出いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(稲田委員長)

ご質問ございましたら。

(東田教育長)

私から少し補足いたします。休館日を少なくし、開館時間等を少し縮めたということ、定期休館日を月曜日・火曜日に少し統一したということです。整理日は駅前図書館だけが木曜日です。詳しくは、図書館長の方から説明します。

(伊藤図書館長)

開館当初、西友の休館日が木曜日だったことから駅前図書館については休館日を木曜日としています。また、下宿図書館については、今まで水曜日だ

け午後1時から7時の開館をしておりましたが、お勤め帰りの方が寄られることがないことから、午前10時から開館し午後5時で閉館しようということで、午前中の開館の拡大となります。

(伊豆倉委員)

図書館の来館者は増えていますか。

(伊藤図書館長)

昨日、野塩図書館へ行ってまいりましたが、特に年配の男性の方の利用が多いです。新聞や雑誌等を読まれたり、視聴覚の利用など年配の方の居場所としては、利用は増えております。

(稲田委員長)

他にご質問ございますか。

ないようですので、清瀬市立図書館運営規則の一部を改正する規則について可決でよろしいですか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

日程第6に移ります。日程第6その他 通学区域見直しについてを議題とします。

それでは審議に入る前に、通学区域の見直しに関しましては、先月の会議で委員の皆様から考えをお聞きしていますので、取り決めた事項について改めて確認させていただきます。

1点目、教育環境の平準化を図るための方策としては、将来の児童・生徒数の減少が推計されています。校舎の増築や仮設校舎の建設、学校の統廃合

ではなく通学区域の見直しにより解決すること。

2点目、学区域の見直しについては、検討委員会からの報告書どおり、平成25年度から実施することとし、見直しの対象区域は報告書のアからケまでの全区域を対象にすること。

3点目として、中学校の学校選択制については、これまでどおり継続することとして、この通学区域の見直しの検討においては取り扱わないこと。以上3点についてはよろしいですか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

ほかにも先月の審議では、保護者や地域の方からのご意見及びアからケの各地域における課題について教育部長から説明をいただき、報告願の附帯事項にあります実施後2年間の猶予期間について、委員の皆様のお考えをお聞かせいただきました。

委員の皆さんには、保護者・住民説明会及びパブリックコメント、嘆願書など該当区域の保護者のご意見も含めてご検討いただいたのではないかと思います。

前回の会議では報告書の付帯事項にある激変緩和措置として、2年間の猶予期間が妥当であるかご討論をいただき、兄弟関係に限っては2年では短いという意見が多かったように思います。さらにこの点についてご意見を願います。

(松村委員)

はじめに激変緩和措置の前提について確認をしておきたいと思います。

すでに在籍している児童・生徒の場合は、卒業まで現在の学校に在籍できること。平成26年度までの2年間は兄弟の有無にかかわらず保護者の判断

で見直し前、見直し後のどちらかの通学区域でも選択は可能と理解していますが、この点は間違いないでしょうか。

(稲田委員長)

松村委員から、激変緩和措置について、現時点での在籍者は卒業までそのまま在籍できること。猶予期間である平成26年度までは兄弟の有無に関係なく見直し前、見直し後のどちらでも保護者の判断で選択できる。この点について、委員の中で共通認識としたいということですが、さらに私から1点確認したいことがあります。26年度までに選択して入学した学校は卒業するまで在籍できる。この理解でよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

それでは改めて、兄弟関係の猶予期間についてご意見をお聞かせください。

(伊豆倉委員)

2年の猶予期間では、小学校においては兄弟が別の学校になってしまう可能性があるため、いろいろと不都合が生じることもあると思われます。

前回の会議で兄弟関係に限って最大5年まで延長を認めてはどうかという意見を申し上げましたが、他の委員の意見をお聞きして、兄弟関係に限っては、年数を限定せずに保護者の判断で選択できることにした方がよいと考えます。

(植松委員)

兄弟は同じ学校に行くことが望ましいという考えで、年数にはこだわらないと先月の会議で申し上げたとおりです。ただし、兄弟関係の生じない家庭



は見直し後の指定校に通学することになりますから、近隣の住宅とは別の学校へ行くことによる友人関係や災害時の集団下校などの面で、地域との連携が十分図れないことが懸念されます。

兄弟関係が長期化する家庭の場合は、保護者に対してこのようなデメリットがあることをしっかり理解していただく必要があります。

(松村委員)

兄弟が別の学校に行くことになる不都合が生じるため、猶予期間の限度を設けないことがよいと考えます。ただし、通学区域の見直しによる市内全域の教育環境を平準化していく上で、上の子の卒業と下の子の入学が同時の場合には、指定校へ通学するよう厳格化することが求められます。

(稲田委員長)

他にご意見はございますか。ないようであれば、原則付帯事項のとおり激変緩和措置は2年としますが、兄弟関係に限った猶予期間の取り扱いは、委員の皆さんご意見をまとめさせていただきます。猶予期間は2年ではなく、上の子が見直し前の学校に在籍している間は、期限を限定せずに保護者の判断で通学区域を選択できるものとします。

ただし、兄弟関係が長期化する家庭は、地域との連携が十分図れないことが懸念されるため、保護者にデメリットのあることを十分に理解していただくこと。上の子が卒業した学校という理由だけでは、猶予期間の延長は認められないことにいたします。以上のことで、委員の意見として、まとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

次に、区域別の課題についてご意見をいただきます。

はじめは竹丘三丁目10番41～53号及び11～14番の図（ア）の区域です。こちらは第六小学校から第三小学校へ変更となる区域になります。

（松村委員）

この区域ですが、第六小学校が大規模化して教室の不足に対応するためのものと考えます。通学区域見直し検討委員会には当該校である第三小学校、第六小学校の両方の校長が検討委員となっていますから、この区域の通学路となる交通事情や学校までの距離なども十分に検討されたと聞いています。また、対象児童数も80人ほどいるため、通学区域を見直しておく必要があると考えます。

（伊豆倉委員）

通学区域の見直しは将来のことも考慮した上で検討されています。この区域には東京都の職員共済組合運動場があり、ほかにも宅地化される可能性のある土地があります。また、通学に関しても交通量の多い道路の横断はないことがわかっていますので、安全に通学できるのではないかと考えます。

（植松委員）

第三小学校は通学区域の見直しを行わない場合、平成23年度と平成29年度を比較すると200人ほど児童数の減少が推計されています。通学区域が変更になる方には、これまで培われた地域コミュニティに変化が生じることになりますが、市内の学校の教育環境の平準化を考えると見直しの必要な区域であると考えますので、説明を重ねてご理解いただくことが必要と考えます。

(稲田委員長)

各委員からのご意見をいただきました。それではお諮りいたします。  
竹丘三丁目10番41～53号及び11～14番の図アの区域について、  
第六小学校から第三小学校への変更としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

次に竹丘三丁目2番、梅園一丁目4番の図イの区域です。こちらは先ほどのアと同様に第六小第三小学校は通学区域になります。ご意見はありますか。

(東田教育長)

この区域には、現在、東京病院職員宿舎と厚生労働省の研究機関である産業安全研究所があります。この地所は国並びに独立行政法人が保有していて、広大な面積があります。いまのところ一般の住宅はないため、実際に影響のある児童はおりませんが、将来、宅地化により住宅開発される可能性もありますので、第三小学校へ変更しておくことが望ましいと考えます。

(松村委員)

私も同様にこの区域は、将来的に第六小学校の教室不足の懸念がありますので、市内全域を見直すこの機会に変更しておく必要があると考えます。

(稲田委員長)

他にご意見はありますか。ないようですので、お諮りいたします。竹丘三丁目2番、梅園一丁目4番の図イの区域について、第六小学校から第三小学校への変更としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

続いて、梅園一丁目1～3番の図ウの区域です。こちらは第六小学校から第七小学校へ変更となる区域になります。ご意見はありますか。

(植松委員)

先ほどのイの区域と同様に、都立小児病院跡地は面積が広く、市からも緑の保全要望を強く求めていると聞いています。南北2本の道路にも接しているため、将来的に宅地開発される場合も考えられることから、想定しておく必要はあるかと考えます。

(伊豆倉委員)

この区域は、現在は対象となる児童はいませんが、この機会に見直しを行っておくことで、第六小学校の教室不足の要素を取り除くことができると思います。また、受け入れる側の第七小学校は、児童数300人程度で学校施設に比較的余裕があり、将来住宅が建設された場合でも、一定の増加に対応できるものと考えます。

(稲田委員長)

それでは梅園一丁目1～3番の図ウの区域について、第六小学校から第七小学校へ変更してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

続いて、元町一丁目5～10番の図エの区域です。こちらは第十小学校か

ら芝山小学校及び第五中学校から第四中学校へ変更となる区域になります。  
ご意見はありますか。

(植松委員)

この地域に見直しについては、小規模化している芝山小学校と第四中学校の児童・生徒数を増加させて、大規模化している第十小学校の児童数を減少させることができます。特に芝山小学校は全学年単学級となっていますので、学級の固定化による人間関係の硬直化を解消させることができます。

市内の学校の教育環境の平準化を図るには、見直しの必要な区域であると考えます。

(松村委員)

このエの区域ですが、小金井街道を横断する場合、元町一丁目側から小金井街道を横断して芝山小学校に通学するためには、信号が2箇所あります。

しかし実際には、この区域は大踏切近くの横断歩道を渡って通学する児童・生徒が多いのではないかと推測しますので、交通擁護員の配置が必須であると考えます。

万が一、事情により交通擁護員が配置されない場合は、保護者の不安も考慮して柔軟に取り扱うようにすべきであると考えます。

(伊豆倉委員)

小金井街道この横断には、保護者や青少年問題協議会の地区委員会でも、ご協力を依頼すれば見守りをしていただければと思いますが、交通量が多いため子供たちの安全確保と保護者の不安など1年を通して考えると交通擁護員を登校・下校の時間帯に配置することが必要だと思います。

(東田教育長)

交通擁護員については、これまでも清瀬小学校の宮の台住宅側の横断及び第七小学校の通学路である小金井街道を横断する清富士交差点の2箇所に配置している実績があります。

通学区域の見直しが決まった場合には、教育委員会といたしましても危険で対策が必要と判断した地点には、交通擁護の配置が必要であると考えていますので、この横断歩道につきましても同様に交通擁護員を配置する方針で進めてまいりたいと考えます。

(稲田委員長)

元町一丁目5～10番の図エの区域については、第十小学校から芝山小学校及び第五中学校から第四中学校へ変更し、条件として小金井街道の大踏切付近の横断歩道他に交通擁護員を配置することにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

続いて、元町二丁目1番の図オ及び元町二丁目26～28番の図カの区域です。

オの区域は、小学校は清瀬小学校から芝山小学校へ、中学校は第五中学校から第四中学校へ変更です。

また、カの区域は、小学校はオと同様に清瀬小学校から芝山小学校へ、中学校は、清瀬中学校から第四中学校への変更となりますご意見をお願いします。

(松村委員)

この区域については、小金井街道の横断があります。

しかし、芝山小学校へは、郵便局前の信号機のある交差点があり、歩道も整備されています。安全対策は家庭と学校による安全指導を充実していけばよいと考えます。

また、第四中学校への通学は(オ)の区域の方は郵便局前、(カ)の区域の方はコンビニエンスストアとドラックストアに、それぞれ信号機と横断歩道があります。小金井街道を横断すれば、小金井街道には横断歩道が整備されていますので、通学路として新たな安全対策は特に必要ないと考えます。

(東田教育長)

カの地域は、畑が多く残っている状況があり、将来を考えれば第四中学校の生徒数確保の観点から見直しは必要であると考えますが、現在はまだ世帯数は少なく、清瀬小学校から第四中学校への進学者は1学年に1～2人の少人数になると推計されています。

このことから生徒への心理的影響を考慮ながら、この区域の児童が清瀬小学校に通学している場合に限定して、保護者が希望する場合には、清瀬中学校への進学を認める方がよいと考えます。

ただし、この取り扱いは、いつまでも認めるというのではなく、通学区域見直しの実効性と他区域とのバランスを考えて、平成24年度末現在、清瀬小学校に在籍している児童に限定して、平成25年度以降の新入生からは2年間の猶予期間中に少人数になることを踏まえて保護者が判断していただいた方がよいのではないかと考えます。

(植松委員)

私も学年に1～2人になる区域からの進学には、配慮が必要であると考えます。しかし、長期化してしまうと近隣住宅の同世代の子供とは別の学校

へ行くことになるため、地域との連携が十分図れないことが懸念されますので、この区域については教育長のご意見のように期限を付けることが必要ではないかと考えます。

(稲田委員長)

期限をつけることが必要というご意見がありましたが、他にご意見はありますか。ないようですので、お諮りいたします。元町二丁目1番の図オ及び元町二丁目26～28番の図カの区域について、オの区域は、小学校は清瀬小学校から芝山小学校へ、中学校は第五中学校から第四中学校への変更、次に、カの区域は、小学校は清瀬小学校から芝山小学校へ、中学校は清瀬中学校から第四中学校への変更とします。

なお、カの区域に在住している児童のうち平成24年度末現在、清瀬小学校に通学している児童に限り、心理的影響を考慮して、卒業後は保護者の希望により清瀬中学校への通学を認めることにいたしいと思います。よろしいですか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

続いて、野塩四、五丁目全域の図キの区域です。この区域は、小学校は第六小学校のままですが、中学校は第二中学校から第四中学校への変更です。ご意見はありますか。

(植松委員)

先日、ココス付近、秋津駅の踏み切りと隧道を視察しました。線路の踏切に関しては、前回の会議で近隣の自治体でも通学路に線路の横断があり、多



摩地域26市で清瀬市を含む4市以外は線路を渡らせていると報告がありました。

中学生の通学路として踏切を渡ることは、当たり前の方が当たり前でできる教育を目指している本市としては、家庭や学校の安全指導でよいのではないかと考えられ、特別な安全対策は必要ないと考えます。

(松村委員)

野塩四、五丁目の区域の保護者の方からの意見の中に、通学距離の遠くなる変更は納得できないとありました。確かに第二中学校付近にお住まいの一部の方には、第四中学校への変更により通学距離が増加するため、ご負担をおかけすることになりますが、委員長から冒頭お話があったように、市全体の教育環境を平準化することが必要であり、引いては生徒ひとりひとりの教育環境の向上にもつながることをご理解いただきたいと考えます。

また、踏み切りについては、植松委員と同意見で別段安全対策は必要ないと考えますが、新たに通学路となる道路の防犯灯などについては、従来の対応どおりしっかり点検並びに整備に努めること。この点については要請しておきたいと思います。

(伊豆倉委員)

第四中学校の平成29年度の推計は生徒数162人となっています。一方、隣接する第二中学校では607人と3倍を超える生徒数となります。変更になる野塩四、五丁目の方には、第二中学校の教育環境の維持と第四中学校の活性化のために、無理を承知でご理解いただきたいと思います。

また、踏み切りについては、お2人の委員と同意見ですが、線路の下の通る隧道については、通学路に指定する場合には、照明の数を増やして明るくすることや、壁を明るい色に塗り直すといった環境を整える必要があると考えます。

(稲田委員長)

ただいま伊豆倉委員からありました八幡神社付近の隧道については、誰が管理者でご意見のあった点について、今後、対応できるか分かりますか。

(海老澤教育部)

この場所の管理者は、清瀬市の都市整備部の管理になります。確認いたしましたところ、この通路は空堀川の河川改修の際に、西武鉄道の下を行き来できるようにしてほしいとの住民の要望によりまして、市が要請して河川の一部を掘り下げて人の通行ができるようにしたときいており、市としての道路認定は行っていないとのことでした。

また、降雨時の対応は、河川の水位が隧道よりも高くなる場所があります。通路に染み出した水をポンプで川に戻しているときいています。このことから降雨時には安全上の問題もあり、通学路として指定することはいかがなものかとの意見でした。

(伊豆倉委員)

ただいまの部長からの説明を伺い、生徒の安全を第一に考えたとき、道路として認定されていないのであれば、通学路に指定しない方がよいのではないかと思います。

(稲田委員長)

ただいま教育部長から八幡神社付近の隧道について説明がありました。通学路と指定することは安全管理上難しいということです。他にご意見はありますか。

(東田教育長)

これまでにこの区域の保護者から出されている課題がたくさんあります。こ

れまでの話合いで、保護者・住民説明会、パブリックコメントに寄せられたご意見のうち、解決できたことがいくつかあります。

まず、移行期間が短くあまりに急である。兄弟で学校が異なることになることへの負担増。保護者の意見を聞いてほしい。などの意見をいただいております。

保護者説明会やパブリックコメントで寄せられた意見を教育委員の皆さんと共有した結果として、この見直しにより現在、在学している児童・生徒には影響がなく、平成26年までの新入生についても2年間は、猶予期間とし保護者が選択でき、兄弟関係についても、兄弟と同一の学校を保護者が選択できるようにしています。この区域の保護者からも一定の理解を得られたらよいと考えます。

(稲田委員長)

皆さんからご意見をいただきましたので、お諮りいたします。野塩四、五丁目全域の図キの区域について、中学生が線路を越えることへの新たな安全対策行わず、安全指導の徹底を家庭及び学校で行うこととし、八幡神社脇の隧道は、道路認定されていないころから安全措置は難いため、通学路として指定しない。このことを条件に第二中学校から第四中学校への変更としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

続いて、中里五丁目、六丁目の一部及び下清戸二丁目の一部の図クの区域です。この区域は、小学校は第八小学校のまま変更はありませんが、中学校を清瀬中学校から第三中学校へ変更する区域になります。ご意見はありますか。

(伊豆倉委員)

この区域の変更では、学校選択制により生徒数が一杯となっている清瀬中学校の生徒数を減少させることができます。通学の安全確保に関しても清瀬中学校と第三中学校への通学では、この区域の変更により新たに交通量の多い路の横断する所はなく、見直しについては問題ないと考えます。

(松村委員)

この区域の見直しにより、第三中学校の生徒数は81人の増加が見込まれています。見直しを行わない場合の生徒数は6年後の推計では、201人に減少していますので、約4割の増加が実現されることとなります。

空き教室があって比較的に余裕のある第三中学校と、空き教室がなく40人で授業を行っている清瀬中学校は隣接している区域です。生徒数の増加は学校全体の活性化にもつながりますので、この区域の見直しは必要であると考えます。

(植松委員)

生徒の心理的影響の視点から意見を申し上げます、現在の通学区域では、第八小学校を卒業した生徒の進学先は、清瀬中学校、第三中学校、第五中学校の3校に分散されています。1つの小学校から3つの中学校に分散されることにより、それぞれの進学先で少人数となる心理的な影響を考慮する必要があります。

この見直しにより、清瀬中学校と第三中学校の2校に整理されるため出身校による疎外感は軽減されるものと考えられます。

また、第三中学校は、全学年で2クラスとなっていますので、学校生活の中での競い合いにより、お互いを高め合う機会の減少や中学校教育において部活動が大きなウェイトを占める中で、小人数であると部活動の数が限られてしまうことが懸念されます。

部活動やクラス数の増加により良い方向に変化をもたらすことが期待できることから、第三中学校の生徒数増加につながるこの区域の見直しは必要であると考えます。

(稲田委員長)

皆さんからご意見をいただきましたので、お諮りいたします。中里五丁目、六丁目の一部及び下清戸二丁目の一部の図クの区域を第三中学校への変更としてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

続いて、下清戸一丁目、三丁目の一部の図ケの区域です。この区域は、小学校は第八小学校のまま変更になりませんが、中学校を第五中学校から第三中学校へ変更する区域になります。ご意見はありますか。

(松村委員)

前回の会議で、この区域の本来の通学区域である第八小学校へは対象児童96人ときいています。そのうち41人が第八小学校に通学して、55人は第十小学校への指定校変更を行っているという報告がありました。

地域のコミュニティを考えると近隣の子ども同志は同じ学校に通学した方が、学校での地域活動や集団での登下校などの点でよいと考えます。

通学区域を第三中学校に変更した場合には、この区域の保護者からのご意見を踏まえて、一定の安全対策が図られるまでの間という、期間を限定する中で、保護者の不安を考慮して指定校変更を柔軟に扱うことにした方がよいと考えます。

(植松委員)

この区域は、通学路の安全対策について保護者の方から不安であるとの意見が寄せられています。私たちも農道を歩いて視察しましたが、街路灯がなく道幅が狭い場所があり、保護者の不安な気持ちは分かりました。

一方で、事実として41人の児童が第八小学校へ通学していることもありますので、通学区域は第三中学校に変更した上で、第十小学校及び第五中学校への指定変更を当分の間、柔軟に取り扱うことがよいのではないかと考えます。

(伊豆倉委員)

通学区域の変更をすることで、通学距離が長くなることへのご意見がありました。この区域の安全対策の面では、私は一定の改善が図られるまでの間は、指定校変更の柔軟な取り扱いをすることでよろしいと思います。しかし、市内全域の教育環境の平準化を目的として、通学区域の見直しを行うこともご理解いただき、通学区域は第三中学校へ変更することがよいと考えます。

また、第八小学校の通学区域であることは変更せずに、将来、旭が丘通りの歩道設置や農道の拡幅、街路灯の設置により安全対策が図られた時には、第八小学校、第三中学校への通学を厳格化すべきと考えます。

(稲田委員長)

指定校変更を柔軟に取り扱うほうがよいという意見が、多いように思いますが、他にご意見はありますか。

(東田教育長)

市内の教育環境の平準化を図るため、通学区域を第三中学校へ見直しを行ったうえで、この区域の方からのご意見を踏まえて、安全対策が図られるまでの間は、第十小学校及び第五中学校への通学を保護者が希望する場合は、

指定校変更届を提出していただき、柔軟に取り扱うことにしたいと考えます。

(稲田委員長)

下清戸一丁目、三丁目の一部の図ケの区域については、保護者や地域の方から数多くのご意見をいただいている地域であります。教育委員の皆様もこれらの意見を踏まえて、ご発言いただきました。

この区域の取り扱いについては、第五中学校から第三中学校への変更とし、農道への街路灯の設置による通学路の安全対策が図られるまでの間という、期間を限定して保護者の申し出により、第十小学校及び第五中学校への指定校変更を柔軟に取り扱う。

ただし、街路灯の設置により通学路の安全対策が図られたときは、本来の指定校になる第八小学校、第三中学校への通学を厳格化するということがかたがででしょうか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

それでは日程第7に移ります。

日程第7その他 企画展「屏風で読む版画平家物語」について博物館長お願いします。

(森田郷土博物館長)

9月に開催予定の企画展のご案内でございます。

机上のチラシをご覧いただきたいと思います。企画展の題名は「屏風で読む版画平家物語」でございます。実は井上員男画伯の版画平家物語の作品は、清瀬市郷土博物館の所蔵でございます。2年前にも同じ作品を展示する企画を開催いたしました。

今年度、平清盛に関心が高まっていることでもありますので、改めて全作品の展示をする企画展を考えさせていただきました。ただ、アプローチの仕方は前回とは異なり、作品そのものは鑑賞していただきますが、その作品の元となっている平家物語について、より深く極めるという姿勢で展示を考えております。そんな中で、講演会を3回ほど企画いたしまして、平家物語を理解する内容の講演会になっております。席数は30席と限定されておりますが、今のところそれぞれ50を超える応募があり、抽選という形になっております。出来るだけ多くの市民の方々に改めて当館所蔵の井上員男画伯の版画平家物語の作品をご覧いただくと共に、改めて平家物語について、より知っていただければと思っております。以上です。

(稲田委員長)

今、「版画平家物語」の企画展について、ご説明がありました。

期間は9月8日から9月23日までということでしたが、よろしいでしょうか。では、日程第8その他 今後の日程について

(粕谷教育総務課長)

今後の日程につきまして、8月の臨時会を8月27日(月)午後3時30分から生涯学習センター講座室1で予定してございます。つづきまして、伊豆倉委員よりお話がありましたが、連合会の理事会が昨日ありまして、10月12日(金)連合会の管外視察研修があります。場所は資料をお配りしておりますが、静岡県沼津市の小中一環校の視察を予定しております。9月5日までに出席確認を求められておりますので、次回臨時会までにご確認させていただきたいと思っております。また、資料で配布しておりますが、来年の2月5日に自治会館の方で連合会の研修が予定されております。こちらは、日にちが近くなりましたら出席の確認をさせていただきますのでよろしく願いいたします。



最後に、第3ブロック研修が企画されており、清瀬市が担当市ということで、多摩六都科学館の方で10月29日を予定しておりますので、よろしくお願いたします。今後の日程につきましては、以上でございます。

(稲田委員長)

幾つかありましたが、ご質問当ありますでしょうか。

8月27日(月)に臨時会が3時30分からありますのでよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。以上を持ちまして平成24年清瀬市教育委員会第8回定例会を閉会いたします。

閉会 午前 11時30分  
平成24年 8月24日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 稲田 瑞穂

委員 松村 重樹